

7月は“社会を明るくする運動”強調月間です

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

【第76回“社会を明るくする運動”】

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

【この運動が目指すこと】

- ①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

【この運動において力を入れて取り組むこと】

- ①犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- ②犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- ③保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
- ④民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- ⑤犯罪や非行が起らないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

《保護司》

保護司は、犯罪や非行をした人の改善および更生を助けるとともに、犯罪の予防、青少年の非行防止などの地域社会の浄化活動に従事されています。

町内の保護司はつぎの方々です。

- | | | |
|-------------|---------------|-------------|
| ・杉村 誠二(常 磐) | ・佐久間 砂由利(丹三郎) | ・木宮 憲子(大丹波) |
| ・小峰 一郎(大氷川) | ・瀧島 肇 (小丹波) | ・大澤 健男(白 丸) |

令和8年度「就職差別解消促進月間」事業

なくそう就職差別、問われる企業と社会の人権感覚

就職は、生活の安定確保や労働を通じた社会参加など、人間が幸せに生きていくうえで基本となるものです。このため、採用選考は応募者の適性と能力に基づき公正に行われなければなりません。しかしながら、面接時に本籍地や思想・信条を聞くなど、就職差別につながるおそれのある事例が現在もあります。

東京都では毎年6月を「就職差別解消促進月間」として、就職差別をなくし就職の機会均等を確保するため、広く企業や都民に対し、集中的に各種啓発活動を展開しています。

※問い合わせは、東京都産業労働局 雇用就業部 ☎03-5320-4649